

【農家の皆さんへ】

大玉村における農業施設等整備事業の平成29年度要望について

大玉村では将来的に担い手となり得る意欲的な農家の方々に対し、下記のとおり継続的に農業者への支援を行っております。

つきましては、平成29年度において、当事業を利用し、共同利用による機械等の整備を考えている方につきましては、役場 産業課までご連絡くださいますようお願ひいたします。

◆大玉村農業機械等共同利用整備事業

意欲的な農家（兼業農家）に対し、農業機械・施設等の共同利用による新設（更新）費用を支援するとともに、認定農業者及び集落営農組織に対し、農業機械・共同利用による経営の合理化、作業効率向上等を図るための機械等導入の支援を行う。

1. 補助対象者

- ①農業生産団体（農業者2名以上の農業生産団体）
- ②認定農業者を含む農業生産団体（認定農業者を含む2名以上の農業生産団体）
- ③認定農業者のみの農業生産団体及び集落営農組織

2. 事業内容

補助対象者	経営規模要件	補助対象金額	補助限度額
①農業者生産団体	経営耕地面積 おおむね5ha以上		300万円
②認定農業者を含む農業生産団体		総事業費の 3分の1以内	500万円
③認定農業者のみの農業生産団体及び集落営農組織	経営耕地面積 おおむね10ha以上		1,000万円

3. 対象事業

水稻用農業機械、育苗施設、乾燥調製施設など

※ただし、補助対象事業費は1件あたり100万円以上とする。

4. 補助金の額

補助金の額は、村補助金のみで事業を実施する場合は、補助対象事業費の3分の1以内とし、国・県又は農業協同組合等の助成により事業を実施する場合は、各々の補助金の合計額が事業費の10分の5に満たないものについては、10分の5に達するまでの額を限度額とし、予算で定める額の範囲内とする。

◆大玉村施設園芸等施設整備事業

1. 補助対象者

農業者個人及び農業生産団体

2. 事業内容

稻作中心の経営体系から施設（パイプハウス等）を利用した園芸、花き等の栽培を実施するための、新設するパイプハウス及びこれに準じる被覆施設並びに設置費用の助成。

3. 補助対象金額及び限度額

補助対象金額は、総事業費の3分の1以内とし、補助限度額は500万円とし、予算で定める額の範囲内とする。

◆大玉村農業施設整備資金

1. 貸付対象者

村内に住所を有している農業者、農業生産団体、農業生産法人、集落営農組織

2. 融資の内容

貸付者	貸付限度額	利率	償還期間	据置期間
個人及び認定農業者を含まない生産団体	300万円	無利子	10年以内	償還期間のうち 2年以内
認定農業者及び認定農業者を含む生産団体	800万円			
農業生産法人及び集落営農組織	1,500万円			

- ・農業経営に必要な機械購入及び施設の設置等の経費に充てるものとする。
- ・貸付金額は、総事業費の90%以内（補助事業により実施する場合は、総事業費から補助金額を除いた額の90%以内）とし、貸付額は上記を限度額とする。
- ・貸付利率は、村からの利子補給により無利子とし、借入金融機関はJAとする。
- ・保証については「保証人、保証協会、担保等の提供」のうちから選択するものとする。

※それぞれの事業についてご要望される方につきましては、平成28年11月30日（水）まで産業課にお越し頂き、事業計画書をご提出願います。

事業計画書は産業課でお渡しいたします。

なお、事業及び貸付決定にあたっては、関係機関・団体により構成する審査会へ諮問し、事業・貸付を決定します。

【問い合わせ・事務担当】

大玉村役場 産業建設部産業課農業振興係

TEL 0243-24-8106（直通）

Fax 0243-48-4448